

## 第 14 回 あわら市都市計画審議会議事録

- 1 開催日時 平成 27 年 3 月 18 日（水）午前 10 時
- 2 開催場所 あわら市役所 203 会議室
- 3 議 事 議案第 1 号 嶺北北部都市計画用途地域の変更（案）について  
議案第 2 号 嶺北北部都市計画公園の変更（案）について
- 4 報告事項 （ 1 ）都市計画道路 3・6・19 号芦原三国線 及び 3・6・20  
号福井大聖寺線の一部変更について（状況報告）  
（ 2 ）都市計画道路 3・4・31 号南中央線道路変更について
- 5 出席者  
1 号委員（学識経験者） 川上洋司（会長）  
2 号委員（市議会議員） 平野時夫 吉田太一 森之嗣 八木秀雄  
3 号委員（関係行政機関） 波多野次夫（あわら警察署長）  
代理出席 長井久徳（交通課長）  
宮下真治（三国土木事務所長）  
代理出席 千秋佳徳（地域整備課長）  
森下裕治（坂井農林総合事務所長）  
代理出席 庭本良一（企画振興室統括主任）  
幹 事 堀江与史朗 中村勝久  
事 務 局 川西範康 大味雅彦 山本紹央 山本昌明  
小林将貴
- 6 議事の内容  
川西課長 開会のあいさつ、出席状況の報告を行う。  
  
委員、幹事、事務局より自己紹介。  
  
川上会長 あいさつ  
議事について事務局の説明を求める。  
  
山本主査 議案第 1 号について説明する。



山本主査 議案第 2 号について説明する。

川上会長 議案第 2 号についてご意見・ご質問がありませんか。

庭本代理 別紙資料の 4 ページにおいて、追加の部分に老人福祉センターと記載してありますが、この施設は取り壊すということですか。

山本主査 百寿園という老人福祉施設でございますが、現在は既に取り壊されております。

庭本代理 わかりました。次に議案書の 9 ページにおいて“二面 3 号児童公園との誘致距離の重複を解消することができる”とありますが、具体的に説明してください。

山本主査 別紙資料の 6 ページをご覧ください。両公園とも都市公園の街区公園に位置付けられておりまして、半径 250 m 範囲内の住民に利用してもらうことを想定しております。現在の位置関係ですと、当該範囲が重複しておりますが、公園の位置を変更しますと 250 m の誘致距離の重複が解消されることにより広範囲での公園利用促進がはかれるというものです。

庭本委員 公園が偏らないということですか。

山本主査 そのとおりでございます。公園が分散して配置できるということです。

川上会長 別紙資料 9 ページにおいて黄色の部分が削除するということが、緑色のハッチ絵については現在も施設が残っているということですか。

山本主査 現在は、施設は全て取り壊されて更地となっております。駐車場として整備を予定しております。

川上会長 グリーンの斜線部分についてはどういう扱いとなるのでしょうか。霧黄色の部分が削除することになり、グリーンの部分は残るということですか。

川西課長 グリーンの斜線部分につきましては、もともと都市公園の範囲とされていなかったということです。従前の都市公園の範囲は黄色で囲まれた部分となっております。

川上会長 グリーン部分については駐車場として一体利用されていたということですか。

川西課長 テニスコートとして整備されており長年、使用されていないという状況です。

川上会長 この区域は市有地ですか。

- 川西課長 市有地です。
- 堀江部長 公園の区域と都市計画決定された区域が本来であれば等しくならなければなりません、差異が生じているということです。議案書の10ページに記載してあるとおり公園の面積の経過として公園の面積としては0.67haあるが、そのうち0.46haが都市計画決定されていたということです。今回0.46haを削除し、あらたに0.62haの公園を設置するということです。
- 川上会長 過去の経緯の中で都市計画決定していた部分が黄色の部分であるということで、実際には隣接する土地も一体利用していたということですか。
- 堀江部長 実際の利用としては、0.67haで使用していたということです。
- 森委員 緑色の部分はフェンスで囲まれた駐車場部分ということではないのでしょうか。0.46haはテニスコートに使用していたということですか。
- 堀江課長 テニスコート以外の土地は公園の駐車場として一体利用していたということです。
- 川上会長 その他、新たに整備される公園について詳しい説明をお願いします。
- 川西課長 平成26年度において一部着工し、平成27年11月に供用開始を目指しております。
- 川上課長 児童公園として整備するということですか。
- 川西課長 そのとおりです。整備の状況ございますが、多目的利用を目的とした人工芝のグラウンドを1面と外周にはベンチや遊具等を整備する予定です。
- 川上会長 学校、各団体及び区長に説明会等を実施しているということですが、何か意見等はありませんか。
- 川西課長 批判的な意見はなく、整備に関する要望がいくつかありました。
- 川上会長 テニスコートを利用する方からの要望はなかったのですか。
- 川西課長 当初はテニスコートとして整備して利用しておりましたが、地盤が良くない等の理由で、かなり前からテニスコートとして利用されていなかったため、当利用者からの意見もなかったことから、多目的用途で使用する説明を主に行いました。
- 川上会長 フットサル関係者に対してヒアリングを行っているのはフットサル関係者が使用していたためでしょうか。
- 川西課長 多目的グラウンドの使用につきましては様々な利用方法を検討しましたが、アスファルトの上に人工芝を施工するということから転倒した際の安全性を考慮した結果、フットサルコートはクッション構造等を備

えており、当コートを整備することで、より安全性の高い多目的利用が可能であることからフットサルコートを整備することとしました。

川上会長 変更する位置の底地は全て市有地ですか。

川西課長 全て市有地です。

川上会長 削除される都市公園跡地については市営駐車場として利用するのですか。

川西課長 赤色の部分は一部、市営駐車場として利用されておりましたが、あわら湯の町駅を横断して正面に向かうための歩道橋が当駐車場から離れて位置していることから駅正面への移動が不便であることと、駅南側が袋小路となっているため、通行車両が折り返しを行うことが見受けられるため、削除される都市公園跡地に駐車場を整備することによって、安全性や利便性が高まると考えられます。

川上会長 特に意見もないようですので議案第2号につきましても異議なしということでご了承いただいたということにさせていただきます。どうもありがとうございました。

今回の審議会で上程された2議案につきましては提案どおり承認されました。どうもありがとうございました。

7 閉会の日時 平成 27 年 3 月 18 日（水）午後 10 時 45 分